

地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する重点要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築し、国・地方を通じた行財政改革を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 第二期地方分権改革について

(1) 国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、役割分担に基づく事務事業の再配分にあたっては、基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、都市自治体が住民に身近な事務事業を地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、自由度の高い行政運営が可能となる推進方策を講ずること。

また、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲にあたっては、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置を行うとともに、必要不可欠である専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

(2) 国による義務付け・枠付け、関与を廃止・縮小し、都市自治体の条例制定権を拡大するとともに、国の出先機関を整理し、国と地方の二重行政を解消すること。

(3) 国は地方分権改革推進委員会の勧告等を尊重すること。また、地方分権改革推進計画の作成にあたっては、地方と十分協議すること。さらに、計画作成後、速やかに「新分権一括法（仮称）」を制定すること。

(4) 地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながることから、国は、出先機関の廃止等、遅れている自身の行財政改革を断行すること。

(5) 地方に関わる事項について、政府と地方の代表者等が協議することにより、地方の意見を政府の政策立案と執行に反映するため、「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

(6) 現行の法定受託事務について、地方分権改革の視点から再検討し、自治事務への転換を図るなどの見直しを行うこと。また、法定受託事務はできる限り新設しないこと。さらに、法定受託事務の執行に係る経費については、確実に財源措置を行うこと。

2. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充するとともに、地方消費税の充実を含む税源の偏在性が少なく安定的な税収を確保でき

る地方税体系を構築すること。

また、安全・安心な住民生活を保障するために地方交付税の有する財源調整・財源保障の両機能が充分発揮できるよう、地方交付税総額を復元・増額し、一般財源の充実を図るとともに、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」構想を早期に実現すること。

3．道州制の議論にかかわらず、第二期地方分権改革を着実に推進すること。なお、道州制の検討にあたっては、特に基礎自治体の権限強化と財源確保を最大限図る観点から検討されたいこと。

防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくりに関する 重点要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 防災体制の充実強化と災害対策の推進について

(1) 災害時における被害の早期復旧を図るため、特別交付税の算定や地方債の元利償還金における交付税算入率の引き上げ等、災害復旧に係る地方負担に対する所要の財政措置を講ずること。

また、災害の発生メカニズムの解明等、未然防止も含めた自然災害等に対する抜本的な対策を講ずること。

(2) 局地的集中豪雨や突風、竜巻、落雷等、地球温暖化の影響と考えられる異常気象の多発により、大規模な都市型水害等が頻発していることから、ハード面での治水対策に加え、情報伝達システムの整備をはじめとする総合的な水防対策を推進すること。

(3) 災害時に迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるようにするため、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話の整備等、情報伝達システムの整備に対する財政措置を拡充すること。

(4) 携帯電話事業者と連携し、災害時においても携帯電話の通話及び通信を安定的に確保するためのシステム構築を行うこと。

また、携帯電話を活用した全国瞬時警報システム（J - A L E R T）からの緊急情報伝達体制を構築すること。

緊急地震速報を市民が有効に利用できるよう、「緊急警報放送」の活用による情報伝達を実施すること。

(5) 災害危険個所を住民に周知するため、ハザードマップの作成及び更新費用にかかる財政措置を拡充すること。

(6) 局地激甚災害の指定区域での公民館や体育施設、文化施設等の公立社会教育施設災害復旧事業に対し、激甚災害の場合と同様の財政措置を講ずること。

また、大規模災害時における水道施設及び医療機関の復旧事業を激甚災害法の対象とすること。

- (7) 被災者生活再建支援制度や住宅応急修理制度について、被害の程度に応じた段階的な支援を行うため、被害認定基準運用指針を見直すとともに、支援等にかかる適用要件の緩和や支給限度額の引き上げを行うなど、支援制度を拡充すること。
- (8) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。
- (9) 地方公共団体が防災上取り壊しの必要性を認めた倒壊の危険がある住宅の土地について、住宅取り壊し後の土地の固定資産税額が急激に上がらないような減額措置を講じること。
- (10) 災害時に道路や鉄道の寸断により交通が途絶した場合、船舶が人や物資輸送の重要な輸送手段となることから、防災船着き場の広域的な活用に向けた取組の強化及び早急かつ積極的な整備を推進すること。

2 . 地震及び火山災害対策の充実強化について

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域について、地震防災対策強化地域に指定するとともに、具体的かつ充実した対策を講じること。
- (2) 富士山火山防災対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、富士山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。
また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。
- (3) 地震災害に対する総合的な基本計画の策定や防災対策の強化を図り、GPS波浪計の精度向上等を含めた地震観測体制の整備充実を図ること。
また、地震に伴う大規模な地滑り、土砂崩れ等の原因調査や、活断層の活動特性を解明するための調査研究を推進すること。
- (4) 庁舎、公民館、保育所等、災害時に防災拠点となる公共・公用施設等の耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。
- (5) 民間施設、住宅家屋等の耐震診断や耐震改修を促進するため、財政措置を拡充すること。
また、住宅の耐震改修に係る所得税の税額控除を延長するなど、税制上の優遇措置を拡充すること。
- (6) 大規模な地震等が発生した場合に孤立する恐れがある中山間地域について、被

害状況の受発信を行える衛星携帯電話の配備や避難所の耐震補強等の防災対策を講じること。

- (7) 合併した市町村については、災害に対する国の財政援助に関して、合併により不利益を受ける結果となるような場合は、その合併が行われなかったものとして災害復旧事業費の国庫負担等の特例措置を講じることが定められているが、その期間を現行の5年以内から10年以内へと延長すること。
- (8) 被災した観光地が地震による風評被害を受けないよう、正確な情報の周知、広報等について適切な対策を講じること。

3 . 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防・救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。
- (2) 消防防災施設等の整備並びに緊急消防援助隊の設備の整備を促進するため、財政措置を拡充すること。
- (3) 都市自治体に必要な消防団員を確保するため、所要の財政措置を講じること。

過疎地域の振興と限界集落対策の推進に関する重点要望

過疎地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 新たな過疎対策法の制定について

- (1) 過疎地域の振興を図るとともに、限界集落をはじめとする集落対策等を総合的に推進するため、平成 22 年 3 月をもって失効する過疎地域自立促進特別措置法に代わる、新たな過疎対策法を制定すること。
- (2) 新たな過疎対策においては、過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、新しい過疎対策の理念を確立するとともに、現行の過疎指定地域を引き続き指定することを基本としつつ、森林、耕作地の面積や高齢者の占める割合等、過疎地域の実情を踏まえた指定要件及び指定単位を設けること。
- (3) 過疎地域が安全・安心に暮らせる地域として健全に維持され、都市地域と過疎地域が相互に支え合う「持続可能な共生社会」の形成が図られるよう、過疎地域における医療の確保、交通の確保、雇用の確保、教育環境や情報通信基盤の整備等の生活環境の基盤整備及び限界集落をはじめとする集落対策並びに都市との交流、人材育成等のソフト事業の支援等、総合的な対策を講じること。

2. 過疎地域における財政基盤の充実強化について

- (1) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、過疎関係都市に対する地方交付税による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。
- (2) 道路特定財源の一般財源化の検討にあたっては、過疎地域の道路整備に必要な財源は引き続き確保し、過疎地域の財政に影響を及ぼさないようにすること。
- (3) 荒廃が進み活力が低下している過疎地域において、特に重要な財源となっている過疎対策事業債について、必要額を確保するとともに柔軟に充当できるようにすること。

また、過疎対策事業債の対象事業に地震対策のための耐震防災事業を追加すること。

- (4) 過疎化や高齢化が進行している、いわゆる限界集落等において、農業、林業、畜産業等の振興及び集落の活性化が図られるよう、積極的な財政措置を講じること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への 支援に関する重点要望

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、2011年の地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1．電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。

2．情報格差を是正するとともに、住民生活の向上と地域経済の活性化を図るため、ブロードバンド未整備地域の解消をはじめ、情報通信基盤の整備をさらに推進する必要がある。そのため、都市自治体が取り組む地域情報通信基盤の整備等に対して、必要な財政措置及び技術的支援措置を講じること。また、電気通信事業者による光ファイバー網やCATV等のブロードバンド整備を促進するための施策と支援措置を講じること。

特に、条件不利地域等における携帯電話の不感の解消、ブロードバンド環境等の情報通信基盤の整備や維持管理に対する財政措置等を充実すること。

また、携帯電話事業者に対して中継基地局整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

3．地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、国及び放送事業者の責任において、過疎地域等の条件不利地域、難視聴地域や圏外となる地域に対する十分な情報提供及び整備・対応を図ること。

また、条件不利地域等における難視聴地域等の解消のため、衛星放送やCATVの活用、中継局及び共聴施設の整備・改修、さらに維持管理等について、市民や都市自治体等に対して必要な支援措置を講じること。特に低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を講じること。

さらに、公共施設のデジタル化に対する支援措置を講じること。

都市税財政の充実確保に関する重点要望

都市自治体が責任を持って自立した行財政運営ができる地方税財政制度の構築されるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．地方交付税総額の復元・増額と機能の充実

平成 21 年度の地方交付税については、社会保障関係分野に係る財政需要の増大など都市自治体の実態を的確に反映し、地方財政計画の歳出規模を拡大したうえで、地方交付税総額を復元・増額し、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率の引上げで対応すること。

2．緊急経済対策等の実施

政府が策定した「安心実現のための緊急総合対策（8月29日）」及び「生活対策（10月30日）」における地方自治体に対する支援策などの具体化に当たっては、地方自治体の実態や意見を十分踏まえること。

3．国と地方の税源配分「5：5」の実現と偏在性の少ない安定的な税体系の構築

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方税の充実を図ること。
- (2) 税体系の抜本的な改革は、地方消費税の充実を含む税源の偏在性が少なく安定的な税収を確保できる地方税体系を構築すること。その際には、税源の偏在是正だけに着目した地方税による税収配分の調整は行わないこと。

介護保険制度に関する重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- 2．低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- 3．療養病床から介護療養型老人保健施設等への転換については、新たな財政負担や保険料の上昇を招かないよう、十分な財政措置を講じるとともに、保険者をはじめ関係機関の意見を尊重すること。
- 4．次期介護報酬の改定にあたっては、保険料の水準に留意しつつ、適切な人材の確保、サービスの確保・質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度 に関する重点要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、全ての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
- 2．市町村国保に義務付けられる特定健診・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態を踏まえ十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。
- 3．国において後期高齢者医療制度の実施状況を把握し、適切な情報提供や助言を行うとともに、円滑な実施のための十分な財政措置を講じること。
- 4．制度見直しを行う場合は、地方の意見や実情を十分に踏まえ、必要な準備期間を設けて対応するとともに、制度見直しに伴う経費や電算システム経費などについては、地方へ負担転嫁することなく国の責任において万全の措置を講じること。
- 5．国は、後期高齢者医療制度の内容及び趣旨等について、多くの国民の理解を得られるよう、今まで以上に周知徹底を図り、迅速かつ確実な制度の定着に努めること。

福祉施策に関する重点要望

福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．医師等の確保対策について

- (1) 医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制の構築等を着実に推進するとともに、医学部定員の更なる増員や各種対策に係る十分な財政措置等、医師の絶対数を確保するための即効性のある措置を早急に講じること。
- (2) 産科・小児科医等の不足が深刻な診療科や救急医療において、医師の計画的な育成、確保及び定着がなされるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

2．少子化対策について

- (1) 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。
- (2) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

3．障害者施策について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
また、サービス利用者の公平性に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。
- (2) 障害者施策に関する制度変更については、早期に適切な情報を提供し、十分な準備期間を設け、国民の理解を深めるとともに、都市自治体の意見を踏まえて計画的に実施すること。
また、制度変更に伴う経費やシステムの改修経費等に対して、十分な財

政措置を講じること。

(3) 障害者(児)の多様なニーズに適応した福祉施設の整備について、更なる財政措置の充実を図ること。

また、報酬の見直しにあたっては、人材の確保を含め、事業所の安定的な運営が確保されるよう、地域における利用者の公平性や利用実態を十分踏まえ、適切な内容となるよう配慮すること。

4. 生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。

廃棄物・リサイクル対策に関する重点要望

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．各種リサイクル制度について、拡大生産者責任の明確化を図り、事業者、消費者及び自治体の適正な負担による制度の実施を図ること。
- 2．資源の循環を円滑に推進できるよう、リサイクル諸法を恒常的に検証すること。

義務教育施策等に関する重点要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公立学校施設に係る耐震補強事業に対する財政措置の拡充について

(1) 公立学校施設等の耐震診断及び耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。

特に、耐震補強事業に係る補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

(2) 地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業については、公立学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進するため、財政措置を延長するとともに、地域の実態を踏まえ、対象事業を拡大すること。

2．分権型教育の推進について

(1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

(3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

3．地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進に向け、当面、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

4．普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する特別支援教育支援員等の適正配置など、十分な財政措置を含め、特別支援教育の充実を図ること。

道路整備財源の確保等に関する重点要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備財源を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．道路特定財源の見直しについて

- (1) 地方の必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、これまで地方に配分されてきた以上の額を「地方枠」として確保し、地方税財源の充実強化を図ること。
- (2) 道路特定財源を構成している国税・地方税ともに、暫定税率分も含めた現行税率を維持すること。
- (3) 地方道路整備臨時交付金及び地方道路整備臨時貸付金を今後も維持し、さらに拡充すること。

2．新たな道路の中期計画の策定に当たっては、立ち遅れている地方の道路整備の状況を踏まえ、地方が真に必要としている道路整備が計画的に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえること。

3．円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の整備に当たっては、地域の実情等を十分勘案するとともに必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。

4．橋梁の長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、対象橋梁の範囲を広げ、計画期間の延長を行うこと。また、橋梁の維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

地域の活性化と国民生活の安定に関する重点要望

原油等価格高騰や金融経済情勢の悪化の影響を受けている地域産業や国民生活の支援のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．金融・経済の安定強化策

地域経済を支える中小・小規模企業の経営を支援するため、その中核となる地域民間金融機関の資金供給の円滑化を図るとともに、資金繰り対策としての貸付・保証枠の充実を図るなど「生活対策」を迅速かつ効果的に実施すること。

2．原油等価格高騰対策

(1) 農林水産業、製造業、運輸業等の各種産業の経営安定を図るため、所要の財政措置等について充実強化を図ること。

また、国内石油製品の供給及び価格の安定化のため、国際協調をはじめ適切に対応すること。

(2) 生活困窮者や事業者への助成等国民生活への支援のため、地方自治体が自主的にきめ細かく実施する支援対策に要する経費について地域の実態に応じて確実に財政措置を講じること。

(3) 社会福祉施設等の運営費や除雪費をはじめとする行政コストについて、原油価格高騰に伴うさらなる財政負担に対して必要な財政措置を講じること。

農林水産政策に関する重点要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 米政策の推進について

(1) 米価の下落を阻止するため、政府備蓄米の備蓄水準を引き上げるなど抜本的な対策を講じること。

また、米価下落時に大きな影響を受ける農家の経営安定を図るため、無利子の緊急資金貸付制度等の支援策を講じること。

(2) 生産調整目標達成のため、生産調整の取組として扱う米穀に醸造用玄米を含めること。

また、転作農産物の生産に係る技術指導を行うこと。

(3) 地域自らが作成する地域水田農業ビジョンの実現に向けて実施する産地づくり対策のための「産地確立交付金」(現「産地づくり交付金」)については、所要額を確保すること。

(4) 一般農家を対象とした稲作構造改革促進交付金については、制度を拡充し、平成22年度以降も継続すること。

(5) 我が国の食料供給力を強化するため、食料自給率・自給力の向上に結びつく新規需要米(米粉・飼料用米等)の生産拡大に向けた支援策を講じること。

(6) 中山間地域における耕作放棄地の解消を図るため、地域の実態に応じた措置を講じること。

2. 食の安全・安心の確保について

(1) 食品被害拡大防止のため、国民及び地方自治体等に対し、正確な情報を迅速に提供すること。

(2) 外食産業や加工食品等に対する原産地表示の義務付けなど、原料原産地表示制度の充実・強化を図るとともに、食品安全GAPなどの工程管理システムやトレーサビリティ・システムなど、食の安全・安心の確保に資する手法の導入支援や普及・定着を推進すること。

(3) 輸入食品に関する検疫体制を強化するとともに、安全性に問題のある食品を輸出した国に対しては毅然とした対応を取ること。

また、食品安全に関する立入検査・監視体制について、実効性が担保されるよう抜本的な見直しを行うこと。

(4) 食品事故の被害者等に対する十分な支援措置を講じるとともに、再発防止策の早期確立を図ること。

3 . 畜産・酪農経営安定対策について

(1) 配合飼料価格安定基金制度については、基金への農家負担の軽減のため、必要な措置を講じること。

また、継続的な経営安定のため、抜本的な対策を講じること。

(2) 国産飼料の増産を図るため、耕畜連携水田活用対策事業の助成対象者要件の緩和や財政措置の拡充を図るとともに、耕作放棄地への飼料作付けに対する財政措置を講じること。

(3) 農家の飼料購入に対し財政措置を講じること。

また、飼料生産を担う受託組織の育成に対し支援を図ること。

4 . 中山間地域等直接支払制度については、平成 22 年度以降も継続するとともに、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度の更なる見直しを行うこと。

また過疎化や高齢化が進行している、いわゆる「水源の里」において、農林畜産業等の振興及び集落の活性化が図られるよう積極的な財政措置を講じること。

5 . 次期森林整備保全事業計画の策定に当たっては、効果的な事業の実施及び必要な事業量を確保すること。

6 . 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の更なる推進を図ること。

運輸・交通施策に関する重点要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
- 2．主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- 3．生活交通維持対策について
 - (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、地域の関係者が一体となって計画を策定し、真に地域が必要とする公共交通施策を推進するために十分な財政支援措置を講じること。
 - (2) 地域住民にとって日常生活に不可欠な交通である地方バス路線、コミュニティバス路線の維持に関する財政支援措置を充実すること。
- 4．港湾・海岸の整備について
 - (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業の整備促進を図るため、必要な予算を確保すること。
 - (2) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
 - (3) 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、国際流通港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び臨港交通施設や周辺道路網の整備の推進を図ること。

5 . 海岸漂着ごみの処理の大半は地元市町村及びボランティアが行っている実態から、海岸管理者、関係自治体及び住民等が協働して取り組む処理体制を早急に確立するとともに、市町村が実施する漂着ごみの適正処理に要した経費に対し十分な財政措置を講じること。

地域経済の活性化に関する重点要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．中小企業対策関連施策を強力に推進するとともに、税制や融資などを含めた中小企業への総合的な経済対策を引き続き講じること。
- 2．地域経済を活性化するため、農村地域工業等導入促進法、半島振興法及び企業立地促進法に基づく課税免除等に伴う減収補てん措置や設備投資減税措置の延長など、企業誘致に対する支援措置の充実強化を図ること。
- 3．観光立国に向けた振興施策の強化を図るとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。
- 4．消費者行政について
 - (1) 都市の消費生活センターの組織や業務内容などについては、地域の実情に応じて弾力的に実施できるようにすること。
 - (2) 全国的なネットワークの構築などについては、財政措置を確実に講じること。